観点1 体制整備

インクルーシブ教育システムを地域や学校で推進していくためには、学校の特別支援教育に関する体制整備が必要である。教育委員会の設置者においては、この体制整備に当たり、関係機関相互の役割を明確にした上で連携を進めるとともに、専門家チームを編制する等の学校を支える仕組づくりが求められる。また、学校においては、校長のリーダーシップのもと、担当教員だけにまかせるのではなく、全校で組織的に取り組むことが必要である。そして、校内の体制整備を円滑に進めるためには、周囲の児童生徒及びその保護者、地域に対する理解・啓発が重要となる。

1-	1 校内の支援に係る体制整備
	取組の状況
	(1) 特別支援教育の推進を担う部署(例えば、特別支援教育部等)を校務分掌に位置付けている。
	(2) 発達障害を含む障害のある児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒の実態把握を行っている。
	(3) 発達障害を含む障害のある児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒への支援についての学校としての方針を作成している。
	⑷ 定期的に校内委員会を開催している。
	(5) 全教職員間で、発達障害を含む障害のある児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒に 関する情報共有の場や機会を設けている。
	(6) 特別支援教育コーディネーターが、校内で教職員が連携できるよう調整を行っている。
	(7) 特別支援学級担任や通級による指導の担当教員が、通常の学級への支援や特別支援教育の 推進の役割を担っている。
	(8) 特別支援学校に対し必要に応じて相談できる体制を作っている。
	(9) 特別支援学校から、助言や援助を受けている。
	⑪ 特別支援教育担当部が他分掌(例えば、教務部等)と連携している。
上記	以外の取組
「取	組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断
	できている □ どちらとも言えない □ できていない ➤ (*□ 重点的に取り組む必要がある)
	* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に
	クルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 gで、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)

1 —	2 周囲の児童生徒及び保護者の理解推進	
	取組の状況	
	(1) 周囲の児童生徒(例えば、同級生や交流先の児童生徒等)に対して、発達障害を含む障害のある児童生徒が有する困難さや関わり方等について伝えている。	
	(2) 同じ小・中学校、高等学校等に通っている保護者に対して、発達障害を含む障害のある児童生徒が有する困難さや配慮等について伝えている。	
上記	上記以外の取組	
「取	組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断	
	】できている □ どちらとも言えない □ できていない ➤ (*□ 重点的に取り組む必要がある)	
	* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)		
_+		

1-3 地域への理解・啓発
取組の状況
□ (1) 地域住民に対して、例えば、学校だより等で発達障害を含む障害のある児童生徒やインクルーシブ教育システム等に関する理解・啓発の取組を行っている。
上記以外の取組
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断
□ できている □ どちらとも言えない □ できていない ➤ (*□ 重点的に取り組む必要がある)
* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✔を入れてください。
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案
(上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)

1-4 管理職のリーダーシップに基づく学校経営	
	取組の状況
	(1) 学校の経営方針や年間経営計画の柱の1つとして、特別支援教育の充実に向けた内容を示している。
	(2) 特別支援教育コーディネーターを複数指名する等して、特別支援教育コーディネーターが 負担感なく業務を行えるように配慮している。
	(3) 特別支援教育支援員や特別支援教育に係るボランティアの教員以外の人材を配置している。
	(4) 特別支援学校教諭免許状を保有している教員を、特別支援学級の担任や通級による指導の 担当者として配置している。
上記以外の取組	
	│ できている
* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓ を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案	
	段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)

観点2 施設・設備

学校の教育環境として、バリアフリー施設・設備や合理的配慮の提供に関する施設・設備を整備することと、教育支援機器等を可能な限り整備することが重要である。

2-	1 バリアフリー施設・設備の整備
	取組の状況
	(1) 学校内のバリアフリー施設・設備*の整備状況を把握できる体制を整えている。
	(2) 学校内のバリアフリー施設・設備の整備について、必要に応じて教育委員会に要望している。
	(3) 学校の災害発生時に備え、多機能トイレや停電時でも医療用機器が利用できる防災設備(非常用電源等)の整備について、必要に応じて教育委員会に要望している。
「取	組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断
	できている □ どちらとも言えない □ できていない ➤ (*□ 重点的に取り組む必要がある)
	* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に√を入れてください。
	クルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 役で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)

※小・中学校、高等学校内のバリアフリー施設・設備としては、多機能トイレや視覚障害者誘導用ブロック、階段昇降機やエレベータ、障害者用駐車スペース等が考えられる。また、合理的配慮の提供に関する施設・設備としては、スロープや手すり、クールダウンスペース等の子どもが安心して過ごせる場所、雑音軽減のための緩衝材等が挙げられる。

2-	2 合理的配慮の提供に関する施設・設備の整備
	取組の状況
	(1) 合理的配慮の観点から、発達障害を含む障害のある児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるように、施設・設備(例えば、クールダウンの場所、ブラインドやカーテン、危険防止柵等)の整備状況を把握できる体制を整えている。
	(2) 学校内での合理的配慮の提供に関する施設・設備(例えば、クールダウンの場所、ブラインドやカーテン、危険防止柵等)について、必要に応じて教育委員会に要望している。
	(3) 合理的配慮の提供に当たって必要となる施設・設備(例えば、クールダウンの場所、ブラインドやカーテン、危険防止柵等)を整備するために、教育委員会とともに発達障害を含む障害のある児童生徒や保護者等と合意形成を図っている。
上記以外の取組	
「取	組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断
	できている □ どちらとも言えない □ できていない ➤ (*□ 重点的に取り組む必要がある)
* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に ぐ を入れてください。 インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案	
(上肆	段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)

2-3 教育支援機器の整備
取組の状況
□ (1) 学校における教育支援機器*について、整備状況を把握している。
□ (2) 必要な教育支援機器の整備について、必要に応じて教育委員会に要望している。
□ (3) 校内の教育支援機器の整備を図るため、必要に応じて特別支援学校のセンター的機能を利用する等、外部からの助言を受けている。
上記以外の取組
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断
□ できている □ どちらとも言えない □ できていない ➤ (*□ 重点的に取り組む必要がある) *左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✔を入れてください。
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)

※教育支援機器には、例えばパソコンやタブレット、ソフトウェア等が挙げられる。

2-	4 教室配置及び既存の教室の活用
	取組の状況
	(1) 発達障害を含む障害のある児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒に配慮した教室の配置を工夫している(例えば、発達上の課題に応じた環境への配慮、学年進行に応じて普通教室や特別支援学級の教室配置を見直す等)。
	(2) 発達障害を含む障害のある児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒に配慮して、既存の教室や校内施設(例えば、小部屋や区切られた空間等)を有効に活用している。
上記以外の取組	
取	組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断
	】できている □ どちらとも言えない □ できていない ➤ (*□ 重点的に取り組む必要がある)
	* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✔を入れてください。
	クルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)

観点3 教育課程

教育課程は学校の教育活動の中核をなすものであり、インクルーシブ教育システムの構築においても重要な要素の一つである。特別支援学級、または、通級による指導において特別の教育課程を編成及び実施するに当たっては、PDCAサイクルに基づいて教育活動の質の向上を図る必要がある。

3-1 特別の教育課程の編成	
	取組の状況
	(1) 障害のある児童生徒を含む全ての児童生徒が、学校の教育目標を達成できるように教育課程を編成することが、学校の経営方針に示されている。
	(2) 上記の経営方針や特別の教育課程について、全教職員間で共通理解する機会を設けている。
	(3) 保護者に対して、特別の教育課程について説明する機会を設けている。
	(4) 特別支援学級においては、在籍する児童生徒の実態把握を行った上で、特別の教育課程を 編成している。 ※高等学校は該当しない
	(5) 通級による指導では、児童生徒の実態把握を行った上で特別の教育課程を編成している。
	(6) 特別支援学級で特別の教育課程を編成する場合には、自立活動を取り入れている。 ※高等学校は該当しない
	(7) 特別支援学級に在籍している知的障害のある児童生徒に対しては、実態に応じた特別の教育課程を編成している。 ※高等学校は該当しない
	(8) 通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定めている。
	(9) 高等学校において、特別な配慮が必要な生徒の学びの充実を考慮した学校設定教科・科目を設けている。 ※小・中学校は該当しない
上記	以外の取組
「取	組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断
	できている □ どちらとも言えない □ できていない ➤ (*□ 重点的に取り組む必要がある)
/ > /	* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に √ を入れてください。
	クルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 役で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)

3-2 特別の教育課程の実施	
	取組の状況
	(1) 特別支援学級に在籍している、または、通級による指導を受けている発達障害を含む障害のある児童生徒の指導では、個別の指導計画を作成し、一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にしている。
	(2) 特別支援学級に在籍している、または、通級による指導を受けている発達障害を含む障害のある児童生徒の指導に当たっては、教師間で連携している。
	(3) 特別支援学級に在籍している児童生徒と通常の学級に在籍している児童生徒との交流及び共同学習が計画的に実施できるように、双方の週時程を作成している。 ※高等学校は該当しない
	(4) 特別支援学級に在籍している、または、通級による指導を受けている発達障害を含む障害のある児童生徒の指導に当たっては、必要に応じて指導の内容や方法を改善している。
	(5) 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対し、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導を工夫している。
上記.	以外の取組
「取	組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断
	できている □ どちらとも言えない □ できていない ➤ (*□ 重点的に取り組む必要がある)
* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)	

観点4 指導体制

小・中学校、高等学校等において、特別の教育的支援が必要な児童生徒に対する指導や支援の充実を図るためには、学校現場の状況を踏まえて方針を作成し、指導体制を整備することが大切である。 校内においては、特別支援教育コーディネーターや特別支援教育支援員等の役割の明確化とその活用、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用が求められる。

4-	1 指導体制の整備・充実
	取組の状況
	(1) 発達障害を含む障害のある児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒に関する情報共有をするための会議を設定している。
	(2) 上記の情報共有の会議は、全教職員(特別支援教育支援員等を含む)が参加する形で、定期的に実施している。
	(3) 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒に対して、 個別の教育支援計画を作成・活用している。
	(4) 特別支援学級に在籍するすべての児童生徒、または、通級による指導を受けているすべての児童生徒に対して、個別の教育支援計画を作成・活用している。
	(5) 個別の教育支援計画の作成に当たっては、保護者の意向を踏まえて作成・活用している。
	(6) 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒に対して、 個別の指導計画を作成・活用している。
	(7) 特別支援学級に在籍するすべての児童生徒、または、通級による指導を受けているすべての児童生徒に対して、個別の指導計画を作成・活用している。
	(8) 個別の教育支援計画、個別の指導計画に合理的配慮に関する内容を含めている。
	(9) 個別の教育支援計画、個別の指導計画は、定期的に見直しを行っている。
	(10) 発達障害を含む障害のある児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒の実態に合わせた教材を作成している。
	(11) 発達障害を含む障害のある児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒の実態に合わせて指導形態を工夫している。
	(12) 発達障害を含む障害のある児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒の困難さやニーズを考慮してテスト(試験・定期考査等)を実施している。
上記.	· 以外の取組

「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断
□ できている □ どちらとも言えない □ できていない ➤ (*□ 重点的に取り組む必要がある)
* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案
(上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)

4-2 地域の関係機関の連携	
	取組の状況
	(1) 必要に応じて教育委員会が編成する専門家チームの派遣を要請し、指導及び支援内容に関する助言を受けている。
	(2) 特別支援学校のセンター的機能を活用して特別支援学校の教員から指導や支援内容に関する助言を受けている。
	(3) 医療的ケアが必要な児童生徒に対して、必要な人材を配置して支援を行っている。
	(4) 児童生徒の実態やニーズに応じて、他機関(行政・医療・療育・教育機関等)と連携して 支援を行っている。
上記以外の取組	
「取	組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断
	「できている □ どちらとも言えない □ できていない ➤ (*□ 重点的に取り組む必要がある) *左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✔を入れてください。
	クルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 設で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)

4-	3 児童生徒及び保護者の理解推進
	取組の状況
	(1) 発達障害を含む障害のある児童生徒とその保護者に対して、例えば学びの場や具体的な指導・支援等に関する説明を行っている。
	(2) 発達障害を含む障害のある児童生徒に対する合理的配慮について、学校と本人や保護者との間で合意形成を行うための相談・協議をする機会を設けている。
上記	以外の取組
「取	組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断
	できている □ どちらとも言えない □ できていない ➤ (*□ 重点的に取り組む必要がある)
	* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案	
	段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)

観点5 交流及び共同学習

交流及び共同学習は、障害のある児童生徒が地域に根差して豊かな生活を送り、社会参加するために重要な教育活動である。このため、周囲が、日々の授業やスポーツ、文化・芸術活動等での交流を通して、障害のある児童生徒の特性や可能性を知ること、また、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の相互理解を図ることが大切である。

5-1 交流及び共同学習の実施のための具体的な取組		
	(1)	学校全体で取り組み、教職員間で交流及び共同学習の目的や内容等を共有している。
	(2)	学校独自に、交流及び共同学習推進のための手引きやガイドライン等を作成している。
	(3)	教育委員会、文部科学省等が作成している交流及び共同学習推進のための手引きやガイド ライン等を活用している。
	(4)	交流及び共同学習を教育課程に位置づけている。
	(5)	交流及び共同学習を推進するための部署を校務分掌に位置づけている。
	(6)	交流及び共同学習が継続的・計画的に行われるように、年間計画を作成している。
	(7)	学校間で役割分担を行い、連絡会や打ち合わせ等を行っている。
	(8)	(特別支援学級を設置している小・中学校においては通常の学級と特別支援学級との交流 なび共同学習を実施している。 ※高等学校は該当しない
	(9)	学校間交流を実施している。
	(10)	交流先と教員等の付き添いや時間割を調整している。
	(11)	居住地校交流を実施している。
	(12)	居住地校交流先と教員等の付き添いや時間割を調整している。
	(13)	交流及び共同学習対象の児童生徒の靴箱、ロッカー、座席等を設置している。
	(14)	交流先と事後連絡会等を行い、課題を共有している。
上記	以外	の取組
「取	組の	状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断
* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✔を入れてください。		
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)		

5-	2 障害のある人との交流と理解・啓発
	取組の状況
	(1) 障害のある者とない者が相互に理解し合うための「心のバリアフリー」*学習を実施している。
	(2) 障害のある大人や地域における高齢者等、同世代以外の人と世代を超えた交流を行っている。
	(3) 障害のある子どものスポーツ大会や作品展示会等のイベントに参加している。
	4) 日常の学校生活において、障害者理解に関わる指導を行っている。
上記以外の取組	
「取	組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断
	できている □ どちらとも言えない □ できていない ➤ (*□ 重点的に取り組む必要がある)
	* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。
	クルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)

※「心のバリアフリー」とは、学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進事業のことです。本事業は、障害者の権利に関する条約や障害者基本法の規定等を踏まえ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を契機として、障害のある子どもと障害のない子どもが一緒に障害者スポーツを行う、障害者アスリートの体験談を聞くなどの障害者スポーツを通した交流及び共同学習を実施することにより、互いの個性や多様性を認め合える共生社会の形成に向けた取組につなげるとともに、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進に資するものです。

観点6 移行支援

就学先・就労先の決定に当たっては、早期からの相談を行い、発達障害を含む障害のある児童生徒の可能性を最も伸長する教育が行われることを前提に、本人・保護者の意見を可能な限り尊重した上で、総合的に判断をすることが重要である。小・中学校、高等学校が、家庭及び医療、福祉、保健、労働等の関係機関や特別支援学校と連携を図り、長期的な視点で支援が必要な子どもへの教育的支援を行う必要がある。

6-1	就学支援システムづくり
% ф⇔;	
<u> </u>	取組の状況
	(1) 発達障害を含む障害のある幼児の支援を小学校へ繋げるために、例えば「就学支援シート」や「相談支援ファイル」等を活用して支援の引継ぎを行っている。
	(2) 特別な支援を必要とする子どもや保護者に対して就学に関する情報提供を行っている。
	(3) 特別な支援を必要とする子どもや保護者に対して、就学に関する早期からの教育相談を 行っている。
	(4) 特別な支援を必要とする子ども保護者に対して、学校見学の機会を提供している。
	(5) 発達障害を含む障害のある児童の学びの場を継続的に検討している。
上記以	ューロー
「取組の	の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断
	できている □ どちらとも言えない □ できていない ➤ (*□ 重点的に取り組む必要がある)
	* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✔を入れてください。
	ルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)

6-2	2 就労支援システムづくり
※小学	学校は該当しない
	取組の状況
	(1) 就労支援に関する情報収集を行っている。
	(2) 就労支援に関わる諸機関とネットワークを構築している。
	③ 保護者や特別な支援を必要とする生徒に対して、就労に関する情報を提供している。
	(4) 就労支援機関から専門的な助言を受けている。
	(5) 発達障害を含む障害のある生徒の希望や特性等を踏まえた就労支援を行うようにしている。
上記以	以外の取組
「取組	目の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断
	できている □ どちらとも言えない □ できていない ➤ (*□ 重点的に取り組む必要がある)
* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✔を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)	
(工段	(人・美術)に以びはない。女が女がな」(一世間)(こう)の一つ。(人)(人)(しょう))

観点7 研修

インクルーシブ教育システム構築のためには、特別支援教育に関して、全ての教職員が一定の知識・技能等を有していること、特別支援学級や通級指導教室の教員等が特別支援教育に関する専門性の向上を図ることが必要である。さらに、インクルーシブ教育システムとは何かについて、教職員の理解を促していくことが重要である。

7-1 校内における専門性の向上のための取組	
取組の状況	
(1) 学校全体で、全ての教職員が、特別支援教育に関する知識 る。	識について学ぶ仕組みを作ってい
② 特別支援学級や通級による指導の担当教員、特別支援教 上を図っている。	育コーディネーターの専門性の向
□ (3) 外部人材を活用し、学校全体としての専門性の向上を図	っている。
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断	
□ できている □ どちらとも言えない □ できていない ➤ (*□ 重点的に取り組む必要がある) * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に ✓ を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)	

7-2 校内における研修の実施
取組の状況
□ (1) 校内において特別支援教育に関する研修を実施している。
□ (2) 校内においてインクルーシブ教育システムに関する研修を実施している。
上記以外の取組
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断
□ できている □ どちらとも言えない □ できていない ➤ (*□ 重点的に取り組む必要がある)
*左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に を入れてください。 インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)

7-	3 校外研修を活用した理解・専門性の向上	
	取組の状況	
	(1) 市区町村教育委員会等が主催する特別支援教育に関する研修に教職員が参加している。	
	(2) 市区町村教育委員会等が主催するインクルーシブ教育システムに関する研修に教職員が参加している。	
	(3) 研修を受けた教職員は、その内容を他の教職員に伝達している。	
上記以外の取組		
「取	組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断	
	できている □ どちらとも言えない □ できていない ➤ (*□ 重点的に取り組む必要がある)	
	* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に	
	クルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案	
	段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)	